

岩手県告示第491号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和3年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、花巻市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、同郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町及び九戸郡軽米町
- 2 基本測量を実施する期間 令和3年7月21日から令和4年2月28日まで
- 3 実施する基本測量の種類 電子基準点現地調査及び成果不整合地域における基準点改測